

沖縄県立芸術大学清掃業務委託契約書（案）

公立大学法人 沖縄県立芸術大学 理事長 波彗野 泉（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間に、下記条項により契約を締結する。

(法令の遵守)

第1条 乙は、本契約の履行にあたって、労働基準法やその他関係法令を遵守するものとする。

(委託)

第2条 甲は、沖縄県立芸術大学における次の施設の内外の清掃を乙に委託し、これを受託するものとする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 首里当蔵キャンパス | 管理棟・一般教育棟、音楽棟、福利厚生棟、美術棟、体育館
附属図書・芸術資料館、奏楽堂 |
| (2) 首里金城キャンパス | 芸術文化研究所棟 |
| (3) 首里崎山キャンパス | デザイン・中央棟、工芸棟、彫刻棟(1)(2)(3) |

(委託期間)

第3条 この契約の契約期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(委託内容)

第4条 乙は、別紙清掃業務委託仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

(委託料)

第5条 本契約に基づく委託料は、¥ ーとする。

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、¥ ー)

「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 2 契約金額の支払は、年額¥ ーとする。
- 3 乙は、業務完了の確認を受けた後、前項に規定する月額の委託料を甲に請求するものとする。ただし、委託業務の実施期間が1ヶ月に満たない場合は、当該月の委託料は、日割計算によるものとする。
- 4 甲は、乙から委託料の請求があったときは、その請求書を受理した日の翌月末までに支払うものとする。
- 5 消費税額及び地方消費税額の税率に変動がある場合は、甲乙協議の上改定する。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、契約金額の100分の10とする。ただし、公立大学法人沖縄県立芸術大学契約事務規程第28条第1項各号に該当する場合は免除とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託又は代行させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第9条 乙は、業務に従事する主任清掃員及び清掃員の名簿を、契約締結後1週間以内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、業務に使用する消耗品、原材料及び引火性危険物について、事前に甲の使用承諾を得なければならない。

3 乙は、業務上必要のない場所へみだりに立ち入ったり、器物に触れてはならない。

(規律)

第10条 乙は、主任清掃員及び清掃員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生、厚生、福利及び業務規律の維持に関して、一切の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、業務上知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(業務の履行確認)

第12条 乙は、業務実施後、別に定める記録用紙に実施内容を記録し、そのつど甲の検査を受けなければならない。なお、記録用紙は乙の負担とする。

2 前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(緊急時等の措置)

第13条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の措置をとることを求めることができる。

2 乙は、緊急時連絡体制及び対応表を、契約締結後1週間以内に甲に提出しなければならない。

3 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(委託業務の調査)

第14条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

2 乙は、委託業務に係る経費について帳簿を備え、収入支出の額を記載したその出納を明らかにしておかなければならない。

(業務内容の変更)

第15条 甲は、必要に応じ委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(施設等の使用)

第16条 甲は、契約期間中、乙が業務実施上必要な作業員控室及び器具消耗品倉庫を無償で乙に貸与するものとする。

2 乙が業務実施上必要な電気、水道等は、甲の負担とする。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) この契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。

(3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

(4) 契約締結後の事情により、委託業務を継続する必要がなくなったとき。

(5) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はそ

の支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (6) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (10) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が第5号から第9号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (11) 乙が、第5号から第9号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (12) 翌年度以降において当該契約に係る予算について減額または削除があった場合。
- 2 甲は、この契約を解除しようとするときは、乙に対し、その旨を書面で通知しなければならない。
- ただし、前項第5号から第11号の定めにより、この契約を解除しようとするときはただちに解除できるものとする。
- 3 甲は、第1項第1号から第3号までの定めにより、当該契約を解除する場合は、違約金として第5条第1項に定める契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。
- ただし、履行済みの分に相応する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定)

第19条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約を証するため、本契約書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市首里当蔵町1丁目4番地
公立大学法人 沖縄県立芸術大学
理事長 波多野 泉

乙